

6月30日(火)は市県民税第1期の納期限です。

市税納期カレンダー

期別	税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期		4月30日	6月30日	6月1日
第2期		7月31日	8月31日	
第3期		12月25日	11月2日	
第4期		2月29日	2月1日	

納め忘れのないよう納期限内での納付をお願いします。
都合により納付できない場合は、随時納税相談を受け付けておりますのでご連絡ください。

市県民税(住民税)とは…

毎年1月1日現在の住民登録地の市町村から賦課されるもので、前年の1月1日から12月31日までの収入(所得)をもとに均等割と所得割が課税されます。
※平成27年度分は、平成26年1月1日から12月31日までの収入(所得)に基づきます。

納期限までに納付がない場合には…

納付する資力があるにもかかわらず、市税を引続き滞納する方に対して法律に基づいた調査の上、財産(預貯金・給与・不動産・自動車等の動産その他)の差押等を行うことがあります。

問合せ・納付に関するご相談は 納税課 ☎893-4411 内線246~256

7月から受付が始まります!平成27年度国民年金の保険料免除申請

全額免除

○保険料の全額が免除されます。

納付困難な場合は
免除申請しましょう



3/4免除

○保険料の3/4が免除されます。
保険料(月額) … 3,900円

半額免除

○保険料の1/2が免除されます。
保険料(月額) … 7,800円

1/4免除

○保険料の1/4が免除されます。
保険料(月額) … 11,690円

- 免除が承認されると ① 受給資格期間(25年)に含まれます。
② 障害年金・遺族年金の請求時には、納付と同じ扱いになります。
※ 免除は2年1ヶ月前の月まで遡って申請できます。未納期間がある方は、早めにご相談ください。
※ 免除制度には審査(所得制限)があり、所得によっては受けられる免除が制限されます。
※ **3/4免除・半額免除・1/4免除は保険料を納付しないと未納と同じ扱いになります!**

問合せ: 市民課 年金係 ☎893-4411 内線116・366

7月1日は「宜野湾市民の日」

宜野湾市では1962年(昭和37年)7月1日に市制が施行されたことを記念して、毎年7月1日を「宜野湾市民の日」として制定しています。この日は、長年にわたって市政に功労のあった方々の表彰式が下記のとおり開催されます。

表彰式典

7月1日(水)午後2時 場所: 中央公民館

◆「宜野湾市民の日」関連の取り組み

- 宜野湾海浜公園・いこいの市民パーク内施設・勤労者体育センターの利用料免除
- 普天間りょうぼう(サンフティーマ内)「市民の日特別セール」開催
- まりりんぎのわん(マリン支援センター)のプール無料開放・ワンコインランチ



問合せ: 表彰式典については、秘書広報課 ☎893-4411 内線201
イベント等に関しましては各施設へお問い合わせください。